

## 17 障害・高齢福祉制度等の見直し

提出先 内閣府、財務省、厚生労働省

### 【提案項目】

- 1 障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担の見直し
- 2 障害福祉施策に係る超過負担の解消
- 3 中長期的な視点に立った介護保険制度の見直し
- 4 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

### 【提案内容】

**項目1** 障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担について、権限は政令指定都市及び中核市へ移譲されたが、財政的な負担が都道府県に残されているため、早急に見直すこと。

**項目2** 障害福祉施策における地域生活支援事業について、市町村の超過負担が恒常化していることから、国において必要な財源措置を講じること。

**項目3** 介護保険の負担と給付のあり方について、保険料の見直しなど、負担の公平性に配慮した制度にするとともに、安定的で質の高いサービスの提供と低所得者対策の拡充を図ること。また、消費税率の引上げに伴う影響を踏まえた介護報酬の改定を行うこと。

その際、地方自治体に新たな負担が生じないように、国において必要な財源措置を講じること。

**項目4** 子育て世帯や重度障害者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児・ひとり親及び身体・知的・精神の重度障害者への医療費助成制度を創設すること。

## 【提案理由】

障害福祉サービス及び介護サービスに係る事業者の指定業務等は、平成24年度に県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されているにもかかわらず、費用負担に係る制度変更はされていないことから、権限と財源の不均衡が生じており、負担の公平性の観点からも妥当性に欠けているため、見直す必要がある。

障害福祉制度に係る地域生活支援事業の財源となる国庫補助金の交付額は、障害者総合支援法では事業費の2分の1以内を補助するとされているが、必須事業が毎年増えているにもかかわらず低い補助率実態となっていることから、地方自治体の障害福祉施策の推進に影響を与えることのないよう、超過負担を解消する必要がある。障害者総合支援法の施行により障害者の範囲が拡大され、県の費用負担はいずれも一層増加する見込みであることから早急な対応が必要である。

介護保険制度については、急速な高齢化に伴い、保険料及び地方負担が増加傾向にある中で、保険料の所得段階別の定額制や社会福祉法人に委ねられた利用者負担額軽減制度など、負担の公平性や低所得者対策の観点から見直しが必要である。こうした中で、平成24年4月に制度が改正されたものの、負担と給付のあり方については今後の検討課題とされたことから、中長期的な視点に立った制度の見直しが必要である。また、平成26年度以降に予定される消費税率の引上げにより、介護事業者が負担する控除対象外消費税の増税分が事業経営に大きな影響を与えないよう介護報酬改定を行う等の対応が必要である。

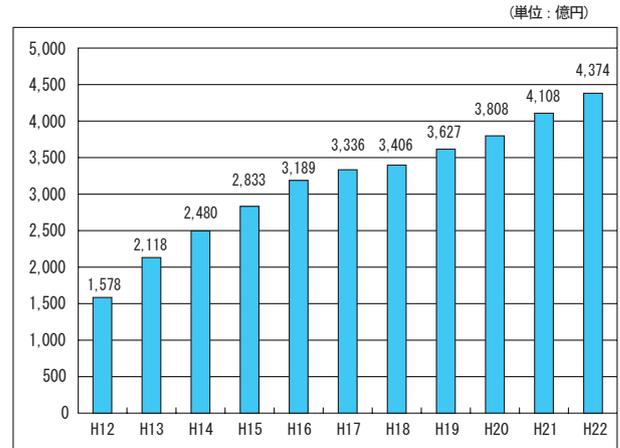
子育て世帯や障害者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度については、国の社会保障政策の中で位置付けられるべきものであり、統一した制度の下、国、都道府県、市町村が一体となって取り組む必要がある。

【本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移】

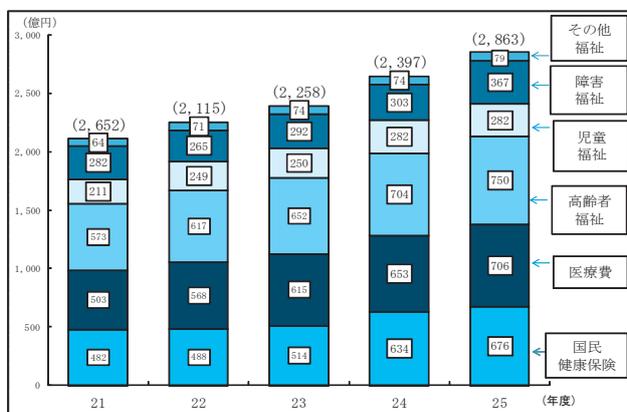
(単位：千円)

区分	H21 決算額	H22 決算額	H23 決算額
市町村地域生活支援事業実績 a	8,880,968	9,790,270	9,113,034
国庫補助想定額 (a×1/2) b	4,440,484	4,895,135	4,556,517
実際の国庫補助額 (補助率) c	3,289,003 (37.0%)	3,285,231 (33.6%)	3,317,308 (36.4%)
市町村負担想定額 (a×1/4) d	2,220,242	2,447,568	2,278,258
実際の市町村負担額 e	3,965,740 (44.7%)	4,862,997 (49.7%)	4,137,078 (45.4%)
市町村の負担超過額 (e-d)	1,745,498	2,415,429	1,239,209

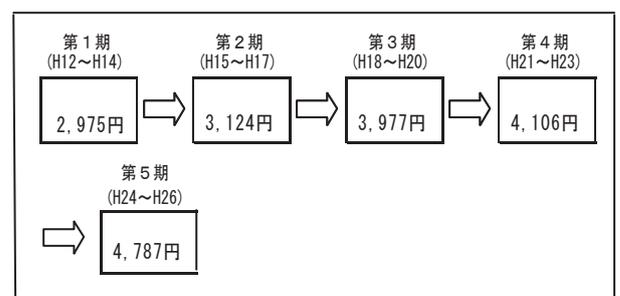
【本県の介護サービス費用額の推移】



【本県の介護・措置・医療関係費の推移】



【本県の第1号被保険者の介護保険料の推移(加重平均)】



(神奈川県担当課：保健福祉局障害福祉課、障害サービス課、高齢社会課、高齢施設課、介護保険課、県民局子ども家庭課)